

報告第11号

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和2年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

令和元年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業報告書・決算書

自平成31年4月1日

至令和2年3月31日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

目 次

令和元年度事業報告書

はじめに	-----	1
事業の概要	-----	2
事業実績	-----	4
事業報告の附属明細書	-----	2 2
参考資料	-----	2 3

令和元年度理事会・評議員会開催状況

理事会開催状況	-----	2 9
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団役員名簿	-----	3 0
評議員会開催状況	-----	3 1
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団評議員名簿	---	3 2

令和元年度決算書

貸借対照表	-----	3 3
正味財産増減計算書	-----	3 7
正味財産増減計算書内訳表	-----	4 1
財務諸表に対する注記	-----	4 5
附属明細書	-----	4 9
財産目録	-----	5 3

令和元年度監査報告書

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款	-----	5 9
-----------------------	-------	-----

令和元年度

事 業 報 告 書

はじめに

令和元年6月時点での全国の民間企業における障害者雇用者数と雇用率は、いずれも過去最高を記録した。雇用者総数は56万人を超え、実雇用率は2.11%(前年比0.06ポイント増)となった。障害種別構成比で見ると、身体障害者が63.2%、知的障害者が22.9%、精神障害者が13.9%である。前年比伸び率が全体で4.8%の伸びとなる中、精神障害者については15.9%増となり昨年に引き続き他の障害者に比べて高い伸びを示している。

このような状況を後押しする障害者雇用制度の動向をみると、障害者雇用促進法では、平成30年4月に精神障害者が雇用義務の対象となり民間企業の法定雇用率が2.2%に引上げられ、令和3年4月までに、さらに2.3%へ引き上げられることになっている。また、令和2年4月からは、週20時間未満の短時間就労雇用に対する支援制度が新設される。障害者総合支援法では、平成30年から就労定着支援事業が実施されるなど、障害者雇用をめぐる制度環境は一層充実してきている。

こうした中、当事業団は、前年度に策定した「ワークサポート杉並・事業推進プラン」(2019~2023年度)の実施1年目となる令和元年度、各事業に意欲的に取り組んだ。当該年度を振り返ると、杉並区から受託した「区市町村障害者就労支援事業」においては、新規登録者が131人と前年度比で28.4%増加するとともに、新規就職者が81人を数え、前年度比で28.6%増加した。年度末現在の就労者は652人で前年度より62人の増加となり、支援ニーズの顕著な増大が見られた。障害別にみると、精神障害者の占める割合が引き続き高くなっており、新規登録者の50%、新規就職者の66.7%、離職者の61.4%となっている。また、就職前・就職後の場合別で見ると、相談支援件数11,017件のうち、就職後の方を対象としたものが65.1%を占め、新規登録者のうちでは、就労中又は就職内定により職場定着支援を希望する方が44.3%で、人数では前年度より20人増加して58人となった。

一方、障害者総合支援法に基づく「就労移行支援事業」では、月別利用者数の合計人数は164人で前年度比23.3%の増加となり、就職者数は10名で前年度と同数、就職率は90.9%、定着率は80%と高水準を維持した。当事業では、事業団独自の生活スキル向上プログラムの新規実施などに取り組んだ。

そのほかの取り組みとして、各種セミナーの開催、余暇支援事業の実施、雇用支援ネットワーク会議の運営等がある。いずれの事業も、関係支援機関と連携し、その協力を得て円滑に実施することができた。その一方で、令和2年2月以降は、新型コロナウイルスの影響に伴い事業を縮小、中止、延期するなど、予想外の事態によって事業運営に支障をきたす場面があった。

事業の概要

1 事業の構成

定款第 4 条に定める事業		実施事業 (公益目的事業 1)
第 1 号	就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援	主として(2) 区市町村障害者就労支援事業 【受託事業】
第 2 号	事業主に対する雇用管理上の相談助言	
第 3 号	関係情報の提供及び普及啓発	
第 4 号	地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援	
第 5 号	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労移行支援事業(就労定着支援事業を含む。) 【訓練事業】

- 平成 25 年 4 月 1 日より東京都から公益法人認定を受けて公益目的事業として実施している。
- 訓練事業においても、必要に応じて又は受託事業と連携して、第 1 号～第 4 号に相当する業務を実施している。

2 実施事業

(1) 区市町村障害者就労支援事業【受託事業】

東京都の補助事業「区市町村障害者就労支援事業」の実施のために杉並区が定める「杉並区障害者就労支援センター事業実施要綱」に基づいて、区からの事業委託を受けて実施している。

- ・受託契約「杉並区障害者就労支援センター事業運営委託」

(2) 就労移行支援事業【訓練事業】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業で、東京都から事業者指定を受けて実施している。当事業は、利用実績に応じて給付される訓練等給付金を主たる財源として独立採算的に運営している。

サービスの種類	指定年月日	設置者	事業所名
就労移行支援事業	平成 24 年 4 月 1 日	公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	杉並区障害者雇用支援センター
就労定着支援事業	平成 30 年 10 月 1 日		

3 推進プラン

事業団の5か年の事業計画として、「ワークサポート杉並・事業推進プラン 2019~2023年度」を平成30年度に策定した。推進プランは、障害者雇用の情勢や区の計画との整合を図りつつ、前「推進プラン」を改定したもので、プラン期間中の事業の方向性と各事業項目(新規11項目、継続・拡充10項目、合計21事業項目)の年次プランを示し、2023年度(令和5年度)までの達成指標と数値目標を掲げている。

- ・ 推進プラン事業体系表 (P16 参照)
- ・ 推進プランの達成指標 (P17 参照)

4 事業団の職員構成

(単位:人)

	受託事業	訓練事業	法人管理	合計
事務局長(常務理事兼任)			1	1
常勤職員	4	2		6
嘱託員	6	3	1	10
パートタイマー	2	1		3
区派遣職員			2	2
合計	12	6	4	22

人数は事業年度における定数

事業実績

1 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援

(第1号事業)

(1) 就労相談

相談・支援

就労を希望する者及び現に就労している者に対し、就労に関する情報の提供を進め、日常生活面を含めた職業生活を送るための幅広い相談業務を実施した。一方で、就労準備の前段階として区内福祉施設等の利用が望ましい方には、施設情報などを利用者のニーズに応じて提供した。当該年度の相談支援件数は、前年度より87件、0.8%増加した。相談方法別でみると電話等の相談が212件、3.0%増加し、就職時期別では就職前の相談が306件、8.6%増加した。

()は前年度実績、以下同じ

相談・支援件数 11,017件 (10,930件) 【推進P指標】

方法別内訳	電話等	7,387件	(7,175件)
	来所	1,309件	(1,301件)
	訪問等	2,321件	(2,454件)
対象者別内訳	利用者・家族	8,792件	(8,644件)
	企業・事業所	2,225件	(2,286件)
就職時期別内訳	就職前	3,846件	(3,540件)
	就職後	7,171件	(7,390件)

相談時間帯の拡大【新規：推進】

定着支援の利用者増加に対応するため相談時間を、令和元年6月より週2回、19時まで延長して相談体制の充実を図った。

平日夜間相談 合計 83回 延べ 268件 平均 3.2件/回

求人情報検索サービスの提供【新規：推進】

ハローワーク求人情報提供サービスが利用できるように準備を進めていたところ、令和元年にパソコンのOS入れ換え、同2年1月からは厚労省のシステム変更に伴い、新たにアプリケーションの再導入から始めることになり、利用に向けて現在、再び準備を進めている。

(2) 利用者に対する就労・生活支援

在宅や福祉施設に在籍する就労希望の障害者、就業して定着支援あるいは転職を希望する障害者などを対象に、就労面及び生活面にわたる支援を、ハローワーク、企業、各支援機関、保健センター等と連携して実施した。

就職準備・就職活動支援

利用登録を経て、就労準備の理解、求職者登録及び求人検索、体験実習の実施や委託訓練の申込み、応募書類作成の助言、面接同行、雇用契約等にかかる就職までの支援を関係機関等と連携しながら実施した。

- ・当該年度の新規登録者は4年連続で100名を超え131名となった。事業団の支援による新規就職者は、前年度より18名増加し81名となり、就労・雇用支援業務を開始以来、いずれも過去最高を記録した。
- ・年度末累計登録者数は対前年度比11.8%増となった。年度末累積登録者のうち就労者の占める割合は56.6%となっている。

登録者数

当該年度の新規登録者 131人 (102人)【推進P指標】

当該年度の登録抹消者 9人 (20人)

年度末の累積登録者 1,152人 (1,030人)

新規登録者の利用に至る経路別内訳

ハローワーク	27人 (14人)
職業センター	0人 (1人)
特別支援学校	22人 (19人)
福祉サービス事業所	21人 (14人)
福祉事務所等行政	11人 (13人)
直接利用	21人 (18人)
その他(医療機関等)	29人 (23人)

就職者数

当該年度の新規就職者数 81人 (63人)【推進P指標】

(事業団支援による就職者数)

年度末の就労者数 652人 (590人)

新規就職者の事業別内訳

受託事業就職者数	71人 (53人)
訓練事業就職者数	10人 (10人)

生活面の支援

- ・福祉事務所、保健センター、相談支援事業所等との連携による生活面の支援を就労面の支援と一体的に行った。

- ・生活スキル向上プログラム【新規：推進】(再掲 P14)
雇用支援センターの独自事業として、将来的な就労生活に必要なスキルの向上のため、通所(週2回程度)によるプログラムを開始した(実利用者2名)

生活相談件数	7,519件	(5,668件)
内容別内訳	日常生活相談	3,902件 (3,094件)
	職業生活相談	3,243件 (2,431件)
	社会生活相談	314件 (108件)
	自己決定相談	60件 (35件)

職場定着支援

- ・就労中の障害者、家族、企業に対して就労の継続及び就労中の課題について、面談、就労先訪問、電話相談等による支援を実施した。
- ・当該年度は、定着支援対象者数は10.5%増加したが、定着支援件数は3.3%減少し、職場定着率は6.4ポイント低下した。

職場定着率等

定着支援対象者 652人 (590人) の「年度末の就労者数」に同じ

事業別内訳	受託事業	634人 (577人)
	訓練事業	18人 (13人)

新規登録者のうち定着支援からの利用者 58人 (38人)
(就職時又は就職後からのサービス利用者)

定着支援件数 6,167件 (6,380件)

職場定着率(12ヶ月) 66.7% (73.1%) 【推進P指標】

(前年度就職者のうち就職後12ヶ月経過時の就労継続者の率)

余暇支援

- ・ワクサポ広場

就職後の不安や悩みの解消、ビジネスマナーの再学習、働く障害者の余暇の充実に目的とした余暇支援事業として、就労継続中の障害者を対象とした月2回(原則として第1・3金曜日オフタイム)の「ワクサポ広場」を実施した。

ワクサポ広場 633人 [18回] (761人)

- ・交流会・茶話会

就労継続中の知的障害者を対象とした「交流会」、就労継続中の精神・発達障害者を対象とした「茶話会」、就労継続中の発達障害者本人と家族を対象にした「交流会」を実施した。

交流会（知的障害者向け） 35人 [1回] (73人)
茶話会（精神・発達障害者向け） 11人 [1回] (27人)
本人・家族交流会（発達障害者向け） なし [なし] (22人)

新型コロナウイルスの影響により中止の回あり

・パソコン講習会

就労継続中の障害者の中でパソコンのスキル向上を目指す者に対して、パソコン講習会を実施した。

パソコン講習会 32人 [6回] (35人)

余暇支援合計参加者数 711人 26回開催 (918人)

就職準備フェアの開催

「障害者（知的・精神）のための就職準備フェア」を次のとおり開催した。

主催：新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、杉並区障害者雇用支援事業団、新宿公共職業安定所、東京障害者職業センター

後援：新宿区、中野区、杉並区

日時：令和元年12月9日（月）13：30～16：00

場所：東京新卒応援ハローワーク出合いのフロア（小田急第一生命ビル21階）

内容：第1部「就労準備講座 ～働くために必要なこと～」東京障害者職業センターの職業カウンセラーによる就職準備講座を障害別を実施
第2部「企業担当者と働いている人からのメッセージ」企業担当者、就労中の障害者、支援者による講話を障害別を実施

参加者数：88人

（3）職場体験機会の提供

職場体験実習

区内の福祉施設利用者や地域の在宅者等で就職を希望する障害者が、仕事への自信を持ち、就職への意欲を高められるように、企業開拓で確保した企業や区役所等での職場体験実習を、区の体験実習要綱に基づいて実施した。

・企業見学会と企業等体験実習の充実

当該年度は、企業見学会を支援者向けのほか、利用者＆支援者向けに計2回実施した。また、企業等体験実習では、新たに区内の農協や銭湯を区とともに開拓し、体験実習を実施した。

職場体験実習 19人 (23人)

職場体験実習（杉並区内事業所）一覧・・・[支援実績別表1\(P18\)](#)

特別支援学校等実習受け入れ

就労移行支援事業では、特別支援学校等からの希望により実習生を受け入れ、実

習を通して職業能力・適性の把握、職業意識・就労意欲の向上を図った。

特別支援学校等実習受入 12人 (15人)

特別支援学校等生徒の実習・体験学習(事業団受入)一覧

・・・支援実績別表2(P18)

(4) 職業適性の評価・アセスメント

職業評価

支援機関及び相談者本人からの依頼を受け、本人の職業適性を知り、各個の状況に応じた支援の計画及び実施のために、事業団において職業評価を行った後、評価結果についての振り返りをさらに就労活動に活用することができた。

職業評価実施人数(作業評価) 4人 (4人)

B型アセスメント等

雇用支援センターでは、区の依頼により、特別支援学校在校生等を対象とする「就労系福祉サービスの利用に係る職業評価」を実施した。

就労系福祉サービスの利用に係る職業評価 7人 (7人)

アセスメントシート等の開発【新規：推進】

パソコン操作、入力作業に自信のない利用者を対象に基本的なスキルをアセスメントし、利用者自身の就労活動等に活用するため、パソコン・スキルチェックの資料や基本データの収集を行い、次年度の試行・実施に向けた検討を行った。

2 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援

(第2号事業)

(1) 情報の提供

企業パンフレットの発行

ハローワーク新宿主催の「障害者雇用促進セミナー」など新規の企業開拓及び企業実習の開拓、地域の事業主等関係機関への啓発活動を目的に、新たに企業向けパンフレットを発行し、障害特性の理解と障害者雇用等の理解を得るための資料とした。

個別企業相談

障害者を雇用している、又は雇用する意向のある事業主に対し、障害者の雇用・職場定着に関する助言、仕事の切り出し、雇用職場の環境整備、その他の助言・援助を行った。

相談件数 第1号事業(1)に記載

訪問社数 第3号事業(4)に記載

(2) 企業向けセミナー等の開催

主に事業主、人事担当者等に対し、障害者を雇用するにあたっての関連事項についてのセミナーを開催し、障害者雇用の理解を深めることにより、障害者雇用の促進と就業障害者の職場定着を図った。

企業向けセミナー 1回開催 . . . 支援実績別表 3 - 1 (P19)

3 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発 (第3号事業)

(1) 広報活動

「ワークサポート杉並だより」

事業団の活動状況等を紹介する広報誌「ワークサポート杉並だより」を発行し、タイムリーな情報の提供に努めた。

発行部数 1,300部/回 年4回発行

事業団ホームページ

- ・ 障害者と企業担当者等に向けて、事業団の活動内容、活動状況を紹介した。
- ・ 各種セミナーや就職相談会の紹介等、イベント情報を提供した。
- ・ 「みんながんばってます」コーナーと「会報(ワークサポート杉並だより)」アーカイブページを提供した。
- ・ 事業団の情報開示として、事業計画書・収支予算書、事業報告書・決算書等の資料を掲出した。

その他普及啓発

「福祉会館まつり」、「杉並区障害者週間事業」のイベントの他に、地域の事業活動にも参加し、事業団活動や障害者の雇用促進について普及啓発を行った。

地域イベント参加一覧 . . . 支援実績別表 4 (P20)

職員の講師派遣

関係機関等で実施されるセミナーの講師として職員を派遣し、事業団事業の説明、及び都・区内の障害者雇用の現状と職業準備性の向上などの雇用支援にかかる情報を提供した。

(2) セミナー等の開催

障害者やその家族、作業所や相談事業所などの関係職員、一般企業の社員等が障害者の就労について考える機会を提供し、障害者の雇用に関する普及啓発を行った。また、事業団の活動内容を紹介した。

【参考】「中小企業障害者雇用応援連携事業」東京しごと財団

東京都の外郭団体「東京しごと財団」では、都内の障害者就業・生活支援センターと連携して、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業に対して、個別訪問による制度説明や雇用前後のフォローアップ提案等の事業を行っている。

短時間雇用の検討 【新規：推進】

- ・令和元年7月に、杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議で「渋谷区の超短時間雇用（週20時間未満）の取り組み」についての講演を企画・開催した。
- ・同年11月に、杉並区産業振興センター及び杉並区就労支援センター（すぎJOB）と合同で「川崎市の超短時間雇用の取り組み」を視察し、杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議等に報告した。

利用者等を対象とした調査・研究

- ・新規就職者に対するアンケート

当該年度就職者を対象に、就労に至るまでの過程で有効な支援を提供できたか、今後どのような支援を希望するか等について顧客満足度調査を実施した。

実施方法：四半期ごとに就職者を集計し調査票を送付

送付数 45件

回収数 26件（回収率57.8%） 数値は令和元年12月末現在

4 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援

（第4号事業）

（1）区内福祉施設等における就労促進への支援

区内福祉施設

区内福祉施設等に在籍している障害者の企業等への一般就労を促進するため、各施設等を定期的に訪問し、企業等への就労に向けた支援を施設職員と連携して実施した。また、企業担当者を招き施設職員を対象とした就労支援講座を2回実施した。

特別支援学校

特別支援学校の卒業前に行う企業実習期間において、職場訪問等に事業団職員が同行するなど、特別支援学校の活動に協力をして連携を強化した。

すぎJOB等

杉並区就労支援センター（すぎJOB・すぎトレ）等を定期的に訪問し、事業説明を行うなど事業団の周知と新たな利用者の確保に努めた。

施設等訪問	延べ	31件
特別支援学校への協力	延べ	9件
杉並区就労支援センター説明会	延べ	2回

(2) 区内関係機関等ネットワークを活用した支援

雇用支援ネットワーク会議の開催

障害者の就職及び職場定着のための支援を地域で効果的に行うため、区内の作業所、相談支援事業所、公共職業安定所、特別支援学校等に所属する職員で構成された実務担当者による雇用支援ネットワーク会議を月例で開催した。

また、希望する関係機関には、障害者雇用情報のFAXによる随時提供のほか、障害者の就職活動に必要な着眼点や技法を学ぶために企業担当者による講話・企業見学・事例検討・各種研修等を実施し、地域の支援力のスキルアップに努めた。

実務担当者会10回・企業見学会2回開催

雇用支援ネットワーク会議開催一覧・・・[支援実績別表5\(P21\)](#)

地域の相談支援機関との連携の強化 【新規：推進】

- ・特定相談支援事業所連絡会で事業団パンフレットを配付し、周知を図った。
- ・その他、具体的なケースを通じて、障害者地域相談支援センター及び特定相談支援事業所と積極的に共有、連携を図った。

医療機関等との連携の強化 【新規：推進】

- ・杉並区医師会の精神科医会総会で、事業団パンフレット及び質問票の配付を依頼し、周知を図った。
- ・杉並区地域生活支援担当が主催する「高次脳機能障害者関係機関連絡会」に全3回参加し、また「同セミナー」に2回参加するなど、定期的に連携を図った。

支援困難ケースへの対応力の強化 【新規：推進】

- ・杉並区主催の「困難事例対応従事者研修」に参加した後、職員間で情報共有し、スキルアップに努めた。
- ・東京都社会保険労務士協会の中野・杉並支部長を事業団に招いて「労働法のあらまし」等の講義を通じて、就労時間や残業時間に対する基本的な概念を職員間で共有し、具体的なケース対応に活かせるように準備した。

(3) 研修会への参加及び実施

支援員研修（事業団主催）

事業団・区内作業所等における就労支援機能強化を目的に、他の障害者就労支援

機関等や障害者雇用を進めている企業の取り組み事例などを学び、支援担当職員のレベルアップを図った。

参加者 延べ 96人

支援員研修（他機関主催）

東京障害者職業センター等が実施する、職業リハビリテーションに係る情報の提供及び相談、ネットワークの技法、その他障害の特性の理解とその援助の方法について専門的に学び、就労支援を効果的かつ効率的に行うため職員が参加した。

その他、関係機関・団体の主催する研修等に参加して、障害の特性や権利擁護、障害者虐待防止、福祉・労働関係法制度等に関する知識の習得を行った。

また、事業団人材育成計画を作成し、キャリア研修、専門研修（必修・選択）に職層・職歴及び希望に応じて計画的に参加・派遣することにより能力及び組織力の向上を図った。

参加職員 延べ 40人

5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（第5号事業）

事業所 杉並区障害者雇用支援センター

（1）就労移行支援事業の実施【訓練事業】

利用対象者の安定的確保

区内の福祉施設、福祉事務所、特別支援学校、保健センター、中部総合精神保健福祉センター、杉並区主催の障害者通所施設入所調整会議等との情報交換を通じて、企業等での一般就労の意向がある障害者で、職業準備性の訓練を必要とする就労移行支援事業利用対象者の把握に努めた。また、見学・実習の受け入れ、特別支援学校での事業説明の実施等により利用者の安定的確保に努めた。

利用定員は20名で、杉並区等から当該サービスの支給決定を受けた方を利用対象者とする。

訓練プログラムの実施

一般就労希望の障害者が、就労に必要な知識・能力と働く意識の向上を図るための訓練を通じて就職し、安定した職業生活をおくることができるよう支援を実施した。

障害者の特性と一般企業が求める障害者雇用での業務内容とをマッチングするために必要な訓練プログラムを開発し、障害者雇用で求めるビジネスマナー研修、コミュニケーショントレーニング、パソコン訓練、区内企業・事業所での清掃及び接客訓練などのプログラムを導入することで、職業準備訓練をより多様で実践的な内容で実施し、利用者の就労意欲を高めるサービス提供の充実に取り組んだ。

また、より就労意識の向上を図るため区内の事業所に出向いて行う施設外就労事業を実施した。

さらに、利用者の特性、就職に向けた能力の向上などの評価を3カ月ごとに行うとともに、利用者の適性を踏まえた職場開拓に力を注いだ。

当該年度は、新たに次のプログラム等について実施又は着手した。

- ・生活スキル向上プログラム【新規：推進】(再掲P6)
雇用支援センターの独自事業として、将来的な就労生活に必要なスキルの向上のため、通所(週2回程度)によるプログラムを開始した(実利用者2名)。
- ・施設外活動の利用による訓練プログラムの実施【新規：推進】
当該年度より、施設外活動の実習場所を新規に1ヶ所確保し、訓練生が月1回出張のうえ封入、発送作業を実施した。現在、施設外活動場所は計3ヶ所となっている。
- ・就職者によるピアサポートの実施【新規：推進】
雇用支援センターを利用して就職した元訓練生2名を別々に招き、現在訓練中の利用者に対して就労までの具体的な体験や就労後の職場での経験を講話のうえ、相談にも乗ってもらうことで、現訓練生の就労準備に対するモチベーションを高めることができた。
- ・発達障害者支援プログラム
発達障害者向けの就労移行支援事業所から専門スタッフを2回招き、講義を通じて障害特性への支援上のアプローチ方法などを研究し、支援員のスキルアップに努めた。
- ・「同窓会」の実施
雇用支援センターを利用して就職した元訓練生を対象に、余暇活動支援の一環として「同窓会」を1回実施し、23名の参加があった。
- ・区内就労移行支援事業情報連絡会の実施(試行)
区内の就労移行支援事業所(計8所)で、支援員のスキル向上、福祉サービスの向上を地域全体で目指すため、情報連絡会を試行的に5回実施した。

第三者評価

サービス向上と利用希望者の事業所選択に資するため、3年ごとに福祉サービス第三者評価を受審している。直近の受審は平成30年度で、評価結果は事業団ホームページから閲覧できるよう提供している。

訓練事業からの就職状況

(ア) 就労移行支援事業 当該年度就職者状況 (単位：人)

	知的障害	精神障害	発達障害	合計
就職者数	6	1	3	10

(イ) 利用者(契約者)数、就職者数 [利用定員20人] (単位：人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
利用者数	22	25	28	23	21
就職者数	11	6	10	10	10

(ウ) 就職率、定着率(12ヶ月経過) (単位：%)

	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
就職率 【推進P指標】	91.6	54.5	76.9	76.9	90.9
定着率	75.0	81.8	83.3	90.0	80.0

就職率：当該年度中に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち就職した者の割合

定着率：前年度の就職者のうち、就職から12ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

(2) 就労定着支援事業【訓練事業】【新規：推進】

就労移行支援事業所等から就職し、就職後6ヶ月を経過した者で、行政から当該サービスの支給決定を受けた方を対象に、最長で3年間、原則月1回以上の職場訪問による面談等を行い、就労及び生活上の課題について企業、家族、関係機関との連携・調整を行うことにより、就労の安定的な継続を図っている。平成30年10月より事業を開始している。

(ア) 就労定着支援事業 当該年度利用者状況 (単位：人)

	知的障害	精神障害	発達障害	合計
利用者数	9	3	6	18

(イ) 利用者(契約者)数 (単位：人)

	30年度	R1年度
利用者数	13	18

6 推進プラン 「ワークサポート杉並・事業推進プラン 2019~2023」

(定款第4条

の該当号数)

(1) 推進プラン事業体系表

切れ目のない支援 相談から職場定着まで	相談環境の整備と 相談機能の充実	相談時間帯の拡大【新規】	1号
		求人情報検索やアセスメントシート等を活用した相談の 充実【新規】	1号
	安定して働き続け られるための支援	就労定着支援事業の充実【新規】	5号
		就職している知的障害者及び精神・発達障害者の余暇活 動支援の充実	1号
		本人・家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施	3号
	多様な働き方ので きる職場の開拓	区内企業の職場開拓	3号
短時間就労に向けた取り組みの強化【新規】		3号	
働くための能力の 向上を支援	発達障害者に対す る支援の強化	発達障害者支援プログラムの実施	5号
		若年層を対象にしたコミュニケーション講座の実施 【新規】	3号
	就労移行支援事業 の充実	就職者によるピアサポートの実施【新規】	5号
		施設外活動の利用による訓練プログラムの実施【新規】	5号
	働くために必要な 生活力の向上	生活スキル向上プログラムの実施【新規】	1号
		本人・家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施 【 の再掲】	3号
関係機関等との連携による支援 力の強化	区内福祉施設への 支援・連携の促進	施設指導員の就労支援活動をサポート	4号
		企業見学会と企業等体験実習の充実	1号
	特別支援学校との 連携の強化	就職する特別支援学校生徒に対する職場定着支援の充実	4号
		特別支援学校の生徒・保護者に対する支援の充実	4号
	関係機関との連携 強化	地域における相談支援機関との連携の強化【新規】	4号
		医療機関等との連携の強化【新規】	4号
		ネットワーク機能を活用した支援体制づくり	4号
		支援困難ケースへの対応力の向上【新規】	4号

(2) 推進プランの達成指標 (数値目標)

	30 年度実績	R1 年度実績	R3 年度目標	R5 年度目標
就職者数 1	63 人	81 人	80 人	90 人
職場定着率 2	73.1%	66.7%	80%	85%
新規登録者数	102 人	131 人	100 人	100 人
相談件数 3	10,930 件	11,017 件	11,000 件	13,000 件
区内企業訪問社数	25 社	17 社	60 社	60 社
就労移行支援事業利用者就職率 4	76.9%	90.9%	85%	85%

1 就職者数

事業団の登録者であって、当該年度中に一般企業等へ就職した人数

2 職場定着率

事業団の就労定着支援の対象者で、前年度の 4 月 1 日～3 月 31 日の間に一般企業等へ就職した者のうち、12 ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

3 相談件数

電話、来所、訪問等で就労相談を受けた延べ件数

4 就労移行支援事業利用者就職率

当該年度の 4 月 1 日～3 月 31 日の間に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職した者の割合

7 支援実績別表

別表1 職場体験実習（杉並区内事業所）

	実習場所	実習内容	実習の時期	実習者数
体験型	コモン計画研究所	PC入力、事務補助等	5～6月 (1～3日間)	2人
	区役所	封入、丁合、シール貼り、スタンプ押し、チラシの仕分け等の軽作業	10月 (3日間)	1人
	JA 東京中央	草取り、収穫等	1月(1日間)	1人
	小杉湯	シャンプー補充、タオルたたみ等	2月(1日間)	1人
実践型	杉並区社会福祉協議会	タックシール貼り、会報発送業務の軽作業等	5月～3月 (各5日間)	5人
	阿佐谷図書館	本の返却、スタンプ押し等の軽作業	5、10、12月 (各5日間)	3人
	区役所	封入、丁合、テーブル拭き、シール貼り、スタンプ押し、リールの仕分け等の軽作業	6、7、11月 (各10日間)	3人
	コモン計画研究所	PC入力、事務補助等	7、10、1月 (10～19日間)	3人

別表2 特別支援学校等生徒の実習・体験学習（事業団受入）

学校	学年	実習の時期	実習者数
星槎国際高等学校	3年生	6月17日～21日(1人)	1人
阿佐ヶ谷中学校 (特別支援学級)	3年生	6月24日～28日(1人) 7月1日～5日(1人)	2人
大宮中学校 (特別支援学級)	3年生	9月9日～13日(1人) 9月17日～20日(1人)	2人
宮前中学校 (特別支援学級)	3年生	10月31日～11月8日(1人)	1人
練馬特別支援学校	3年生	10月21日～25日(1人)	1人
学芸大学附属特別支援学校	2年生	11月18日～22日(1人)	1人
中野特別支援学校	3年生	11月18日～22日(1人)	1人

永福学園 (肢体不自由教育部門)	3 年生 2 年生	10 月 7 日～ 19 日 (1 人) (10、11 日は B 型アスメント) 2 月 17 日～ 19 日 (1 人)	2 人
永福学園 (就業技術科)	3 年生	12 月 2 日～ 6 日 (1 人)	1 人

別表 3 - 1 企業向けセミナー

実施日	令和元年 1 1 月 1 3 日 (水)
対象者	事業主、人事担当者、障害者施設等の関係職員
場 所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ ・ 内 容	第一部 サテライト事業の取り組みについて 第二部 精神・発達障害の職場定着のポイントについて ・講演 ・質疑応答、意見交換
講 師	(株)スタートライン サテライトオフィスサービスユニット 第一エリア責任者
参加者	1 9 人

別表 3 - 2 地域の支援者向けセミナー (雇用支援ネットワーク会議)

実施日	令和元年 7 月 9 日 (火) 令和元年 1 2 月 1 0 日 (火)
対象者	障害者通所施設職員、相談支援事業所職員、関係職員
場 所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ ・ 内 容	長短時間雇用の取り組みについて 発達障害のある方の職場での特性を“見える化”する
講 師	渋谷区障がい福祉課 就労支援主査 (株)ゼネラルパートナーズ 障がい者総合研究所長 東京障害者職業センター 主幹障害者職業カウンセラー
参加者	2 6 人 2 8 人

別表 3 - 3 家族向けセミナー・交流会 (2 回)

実施日	令和元年 1 0 月 2 9 日 (火) < 第 1 回 >
対象者	企業就労を考えている障害のある方の家族 障害者施設などの関係機関の職員
場 所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ ・ 内 容	障害のある子の家族が知っておきたい「親なきあと」～「親あるあいだ」の 準備 (親なきあとのために今から準備すること)
講 師	渡部行政書士事務所「親なきあと」相談室代表
参加者	3 4 人

実施日	令和元年11月27日(水) <第2回>
対象者	障害のある方のご家族、障害者施設・機関等の支援員等
場 所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ ・ 内 容	家族の心と体のケア ・講演「ストレスの正体とストレス反応について」 ・実技「ストレス緩和のための手技の紹介」
講 師	ストレスケアトレーナー
参加者	11人

別表3 - 4 若年層を対象にしたコミュニケーション講座

実施日	令和2年1月28日(火)
対象者	ワークサポート杉並及び杉並区就労支援センター利用者
場 所	ウェルファーム杉並 セミナー室
テーマ ・ 内 容	「なんでうまくいかないんだろう・・・」原因の発見と対策トレーニング、自己分析、自己PRの作成
講 師	(株)カイエン 就労支援担当
参加者	15人

別表4 地域イベント参加一覧

実施日	イベント名	会 場	内 容
10月19日(土)	福社会館 まつり	障害者福祉 会館	・障害者団体・施設紹介パネルの 展示 ・模擬店出店による事業団のPR
11月26日(火) ~ 12月4日(水)	杉並区障害者 週間事業	区役所	・障害者団体・施設紹介パネルの 展示など
12月12日(木) 19日(木) 26日(木)	地域美化事業 支援活動 (清掃実習)	下高井戸 八幡神社	・境内の清掃の手伝い

別表5 雇用支援ネットワーク会議（実務担当者会9回・企業見学会2回開催・中止1回）

令和元年度の実施目標		「支援体制づくりと支援力の強化」	
回数	日程	内容	備考
第1回	4月9日	・自己紹介 ・「職場実習」事業等の説明について ・令和元年度実施計画について ・近況報告、連絡事項	25名
第2回	5月14日	・各施設・機関における就労&生活支援等に関する現状、課題などについて ・企業見学会(8月/支援者向け)の候補先の検討について ・近況報告、連絡事項	16名
第3回	6月11日	・就労継続支援B型事業所(杉並いずみ第2・ゆい企画)の事業内容等の説明について ・企業見学会(8月/支援者向け)の候補先の検討について ・近況報告、連絡事項	21名
第4回	7月9日	・就労移行支援事業所(ウェルビー荻窪駅前センター)の事業内容等の説明について ・講話『超短時間雇用の取り組みについて』《講師/渋谷区障がい者福祉課 就労支援主査&(株)ゼネラルパートナーズ 障がい者総合研究所長》 ・企業見学会(8月/支援者向け)の候補先の検討について ・近況報告、連絡事項	26名
第5回	8月22日	多くの障害者を雇用し、社内でも障害者雇用の理解を進め、日頃から業務等において当事者が働きやすい取り組みを実践している企業(株)JALサンライト/特例子会社)の見学会を支援者向けに実施	17名
第6回	9月10日	・働き方サポート部会との共有会について ・相談支援事業所(すまいる高井戸)の事業内容の説明 ・企業見学会(8/22(木))の振り返りについて ・近況報告・連絡事項	23名
第7回	10月8日	・就労継続支援B型事業所(どんまい福祉工房・ひまわり作業所)の支援事例の説明&検討について ・企業見学会(2月/障害者向け)の候補先の検討について ・近況報告・連絡事項	21名
第8回	11月12日	・就労移行支援事業所(ミラトレ荻窪・ワークサポート杉並)の支援事例の説明&検討について ・企業見学会(2月/障害者向け)の候補先の検討について ・近況報告・連絡事項	19名
第9回	12月10日	・講話『発達障害のある方の職場での特性を“見える化”する』《講師/東京障害者職業センター 主幹障害者職業カウンセラー》 ・企業見学会(2月/障害者向け)の候補先の検討について ・近況報告・連絡事項	28名
第10回	1月14日	・杉並区総務部人事課による「障害者雇用についての説明」 ・働き方サポート部会の活動報告について ・企業見学会(2月/障害者向け)の実施要項案について ・近況報告・連絡事項	22名
第11回	2月25日	企業での就労機会の全くない、あるいは就労機会から遠ざかっている障害者及び支援者向けに企業(リゾートトラスト(株))の見学会を実施	31名
第12回	3月10日	(新型コロナウイルスの影響により、中止)	

事業報告の附属明細書

平成30年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないので作成しない。

参考資料

1 利用登録者の状況 (P. 5)

登録者(全体)の障害別・年代別状況 令和元年度

(単位:人)

		15歳 ~ 17歳	18歳 ~ 20歳	21歳 ~ 29歳	30歳 ~ 39歳	40歳 ~ 49歳	50歳 ~ 59歳	60歳 以上	不明	障害種別 合計
身体障害者	視覚障害			2	1	4	4	2		13
	聴覚障害			4	1	2	4	2		13
	平衡機能障害				1					1
	音声・言語・咀嚼機能障害			1		2		1		4
	肢体不自由 (1~3級)		1	5	9	12	5	7		39
	肢体不自由 (4~7級)			2	1	2	6	7	1	19
	内部障害			2	4	3	3	2		14
	小計	0	1	16	17	25	22	21	1	103
知的障害者	愛の手帳 1度									0
	2度		1	3						4
	3度		9	20	23	16	5	1		74
	4度		44	146	88	55	34	9		376
	小計	0	54	169	111	71	39	10	0	454
精神障害者	障害者手帳1級					3	1			4
	2級		1	26	61	69	40	10		207
	3級		3	64	119	97	73	9		365
	小計	0	4	90	180	169	114	19	0	576
手帳なし	精神障害 (うつ病・統合失調症など)			7	3	3	1	1		15
	発達障害				1					1
	てんかん									0
	高次脳機能障害									0
	難病患者				1		2			3
	その他									0
	小計	0	0	7	5	3	3	1	0	19
合計	0	59	282	313	268	178	51	1	1,152	

重複障害者の場合は主な障害で分類している

内部障害:心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害等

新規登録者の性別・年代別状況 令和元年度 (単位：人)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
男	16	24	16	11	4	4	75
女	7	16	17	6	10	0	56
計	23	40	33	17	14	4	131

2 就職者の状況 令和元年度 (P.5)

就職者の障害別、就業時間別状況 (単位：人)

		一般 (週30時間以上)	短時間 (週20～29時間)	短時間 (週20時間未満)	合計
身体障害者	視覚障害		1		1
	聴覚障害				0
	平衡機能障害				0
	音声・言語・咀嚼機能障害	1			1
	肢体不自由(1～3級)	3			3
	肢体不自由(4～7級)		1		1
	内部障害	2			2
	小計	6	2		8
知的障害者	愛の手帳 1度				0
	2度				0
	3度	1			1
	4度	14	3	1	18
	小計	15	3	1	19
精神障害者	障害者手帳 1級				0
	2級	11	7	2	20
	3級	25	8	1	34
	小計	36	15	3	54
手帳なし					0
	小計	0	0	0	0
合計		57	20	4	81

重複障害者の場合は主な障害で分類している

うち発達障害 18人、てんかん 4人、高次脳機能障害 1人を含む

就職先の業種別内訳 (単位:人)

業 種	人 数	
建設業	1	
製造業	2	
電気・ガス業	0	
情報通信業	10	
運輸業	2	
卸売・小売業	6	
金融・保険業	4	
不動産業	1	
飲食店・宿泊業	1	
医療・福祉	10	
教育・学習支援	4	
その他 サービス業	特例子会社	10
	国・都障害者採用選考	15
	都・区チャレンジ雇用	4
	人材派遣関係	3
	清掃・保守請負関係	1
その他	7	
合 計	81	

就職先の業務内訳 (単位:人)

業 務	人 数
事務関係	54
清掃	8
軽作業	6
介護補助	5
食器洗浄・調理補助	2
その他	6
合 計	81

就職先の企業規模別内訳 (単位:人)

企業規模	人 数
大企業	52
中小企業	29
合 計	81

中小企業とは、従業員300人以下の事業者

3 離職者の状況 令和元年度

離職者の障害別・就労期間別状況

(単位:人)

	6ヶ月未満 1	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合計
身体障害者	0	0	0	0	3	3
知的障害者	2	2	4	1	15	24
精神障害者	4	13	7	3	16	43
手帳なし等	0	0	0	0	0	0
合 計	2	6	15	4	34	70

1 半年勤務で終了は6ヶ月未満とカウント

2 うち発達障害18人、てんかん3人、高次脳機能障害1人を含む

離職者の障害別・離職理由別状況（注：合計の上位の離職理由から順に記載）

（単位：人）

	障害・ 病気	キャリア アップ	労働条件 が合わず	業務遂行 上の課題	人間関係 の悪化	職場以外 の要因	労働意欲 の課題	基本的労働 習慣の 課題	その他 (会社都 合など)	合計
身体障害者	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3
知的障害者	6	1	4	6	1	1	2	1	2	24
精神障害者	15	11	4	2	3	3	0	1	4	43
手帳なし等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	21	14	9	8	4	4	2	2	6	70

70名のうち23名は再就職へ（うち発達障害6人、てんかん1人を含む）

4 就労移行支援事業 利用者状況（杉並区障害者雇用支援センター）（P.13）

月別利用者（契約者）数 令和元年度

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男	11	11	11	10	10	11	9	8	8	8	8	8
女	7	6	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
合計	18	17	15	14	14	15	13	12	12	12	11	11

月別入所者・就職者数 令和元年度

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入所	4					2			1		1	
就職	1	2	1			2	1		1	2		
他退所					1							
月末	17	15	14	14	13	13	12	12	12	10	11	11

利用者（契約者）の性別・年代別状況 令和元年度

（単位：人）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男	3	9	2	0	0	0	14
女	2	2	1	2	0	0	7
計	5	11	3	2	0	0	21

利用者（契約者）の障害別状況 令和元年度 (単位：人)

身体障害	知的障害	精神障害	その他・手帳なし	合計
0	16	4	1	21

うち発達障害2人を含む

5 就労定着支援事業利用者状況（杉並区障害者雇用支援センター）(P.15)

月別利用者（契約者）数 令和元年度 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男	9	9	9	10	10	10	9	9	8	9	9	10
女	5	5	5	4	4	4	3	2	2	2	3	3
合計	14	14	14	14	14	14	12	11	10	11	12	13

利用者（契約者）の性別・年代別状況 令和元年度 (単位：人)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男	0	8	2	2	0	0	12
女	0	3	2	1	0	0	6
計	0	11	4	3	0	0	18

6 団体会員 11団体

1	特定非営利活動法人 杉並いずみ	7	社会福祉法人 いたるセンター あけぼの作業所
2	社会福祉法人 杉並希望の家	8	特定非営利活動法人 あおば福祉会
3	社会福祉法人 済美会済美職業実習所	9	特定非営利活動法人 障害者就労支援 センター どんまい福祉工房
4	社会福祉法人 済美会ひまわり作業所	10	一般社団法人 ハミングバード tori dori
5	杉並・あしたの会福祉作業所	11	特定非営利活動法人 福祉の家 作業所にしおぎ館
6	社会福祉法人 視覚障害者支援総合 センター		

7 賛助会員 5件

令和元年度

理事会・評議員会開催状況

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団役員名簿

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団評議員名簿

理事会開催状況

回数	開催年月日	議案番号	件名	結果
第1回	平成31年 4月1日 書面決議	議案第1号 議案第2号	常務理事の選定について 常務理事を事務局長の職に任命する件 について	原案決定 原案決定
第2回	平成31年 4月25日	議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 報告事項	平成30年度公益財団法人杉並区障害 者雇用支援事業団事業報告について 平成30年度公益財団法人杉並区障害 者雇用支援事業団決算報告について 理事及び監事候補者の推薦について 平成31年度第1回評議員会の招集に ついて 基本財産の運用について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 報告了承
第3回	令和元年 5月14日 書面決議	議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号	理事長の選定について 副理事長の選定について 常務理事の選定について 常務理事を事務局長の職に任命する件 について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定
第4回	令和元年 8月21日	議案第11号 報告事項 報告事項 報告事項 報告事項	令和元年度第2回評議員会の招集につ いて 業務執行理事の職務執行状況について 事業実績報告について 未就労者に対するアンケート調査結果 について 「推進プラン」の進捗状況について	原案決定 報告了承 報告了承 報告了承 報告了承
第5回	令和元年 12月18日	議案第12号 報告事項 報告事項	職員給与規程の一部改正について 事業実績報告について 「推進プラン」の進捗状況について	原案決定 報告了承 報告了承
第6回	令和2年 3月19日	議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 報告事項	令和2年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団事業計画について 令和2年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団収支予算について 公益事業運営対策積立資産取扱規程の 制定について 常勤理事の報酬額に関する規則の一部 改正について 理事及び監事候補者の推薦について 令和元年度第3回評議員会の招集につ いて 業務執行理事の職務執行状況について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 報告了承

役員名簿

(令和2年3月31日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	宇賀神 雅彦	杉並区副区長
副理事長	高橋 博	杉並区障害者団体連合会会長
常務理事	牧島 精一	杉並区障害者雇用支援事業団事務局長
理事	谷川 順子	済美会常務理事 済美福祉相談室代表
理事	明石 則雄	東京都教育庁指導部 特別支援教育指導課 特別支援教育推進室 就労支援員
理事	成見 順美	杉並区商店会連合会副会長
理事	山下 達雄	杉並産業協会常任理事
理事	牧野 光洋	東京商工会議所杉並支部副会長
理事	井口 順司	杉並区社会福祉協議会常務理事
理事	玉山 雅夫	杉並区シルバー人材センター常務理事
理事	森 雅之	杉並区保健福祉部長
監事	若原 文安	日本公認会計士協会東京会杉並会
監事	南雲 芳幸	杉並区会計管理室長

評議員会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	令和元年 5月13日	議案第1号	平成30年度公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団決算報告について	原案決定
		議案第2号	理事及び監事の選任について	原案決定
		報告事項	平成30年度公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業報告について	報告了承
		報告事項	基本財産の運用について	報告了承
第2回	令和元年 8月28日	報告事項	事業実績報告について	報告了承
		報告事項	未就労者に対するアンケート調査結果について	報告了承
		報告事項	「推進プラン」の進捗状況について	報告了承
第3回	令和2年 3月26日	議案第3号	令和2年度公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業計画について	原案決定
		議案第4号	令和2年度公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団収支予算について	原案決定
		議案第5号	理事及び監事の選任について	原案決定
		報告事項	公益事業運営対策積立資産取扱規程の制定について	報告了承

評議員名簿

(令和2年3月31日現在)

氏名	備考
伊倉 和正	同愛会 日の出福祉園支援統括所長
山本 寿美子	杉並希望の家 希望の家施設長
杉原 千鶴子	杉並区障害者団体連合会(杉並区肢体不自由児者父母の会会長)
鈴木 道夫	杉並区障害者団体連合会(杉並区聴覚障害者協会副会長)
山本 裕子	杉並区障害者団体連合会(杉並家族会会長)
佐藤 弘美	東京都知的障害者育成会 杉並障害者自立生活支援センターすだち相談支援専門員
筒井 弘	杉並区商店会連合会副会長
住田 嘉久	杉並産業協会副会長
神谷 次彦	東京商工会議所杉並支部 工業分科会会長
小森田 眞由美	杉並障害者福祉会館運営協議会副会長
渡邊 君子	杉並区民生委員児童委員協議会和田堀地区副会長
鹿野 修二	杉並区町会連合会会長

令和元年度

決 算 書

貸 借 対 照 表

貸借対照表

令和 2年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	20,830,865	23,320,903	2,490,038
未収金	6,839,260	5,958,702	880,558
流動資産合計	27,670,125	29,279,605	1,609,480
2. 固定資産			
(1)基本財産			
投資有価証券	479,848,212	479,785,127	63,085
定期預金	23,088,806	23,088,806	0
基本財産合計	502,937,018	502,873,933	63,085
(2)特定資産			
車両取得資金	4,400,000	3,032,148	1,367,852
公益事業運営対策積立資産	4,114,959	0	4,114,959
特定資産合計	8,514,959	3,032,148	5,482,811
(3)その他固定資産			
車両運搬具	3	4	1
什器備品	490,644	552,552	61,908
その他固定資産合計	490,647	552,556	61,909
固定資産合計	511,942,624	506,458,637	5,483,987
資産合計	539,612,749	535,738,242	3,874,507
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,431,809	7,606,907	175,098
預り金	1,685,950	3,811,235	2,125,285
流動負債合計	9,117,759	11,418,142	2,300,383
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	9,117,759	11,418,142	2,300,383
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	502,937,018	502,873,933	63,085
指定正味財産合計	502,937,018	502,873,933	63,085
(うち基本財産への充当額)	(502,937,018)	(502,873,933)	(63,085)
2. 一般正味財産	27,557,972	21,446,167	6,111,805
(うち特定資産への充当額)	(8,514,959)	(3,032,148)	(5,482,811)
正味財産合計	530,494,990	524,320,100	6,174,890
負債及び正味財産合計	539,612,749	535,738,242	3,874,507

正味財產增減計算書

正味財産増減計算書

平成 31年 4月 1日 から令和 2年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	10,308	10,308	0
基本財産受取利息振替額	4,464,647	5,584,000	1,119,353
基本財産運用益計	4,474,955	5,594,308	1,119,353
受取会費			
団体正会員受取会費	11,000	11,000	0
賛助会員受取会費	20,000	25,000	5,000
受取会費計	31,000	36,000	5,000
事業収益			
就労移行支援事業収入	2,047,120	2,408,511	361,391
受託事業収入	71,300,449	68,674,065	2,626,384
受取訓練等給付金	39,437,156	30,312,781	9,124,375
受取利用者負担金	115,826	199,064	83,238
施設外就労業務事業収入	86,000	102,000	16,000
事業収益計	112,986,551	101,696,421	11,290,130
受取補助金等			
受取区補助金	10,216,000	13,597,000	3,381,000
受取区サービス推進補助金	3,520,000	3,836,000	316,000
受取区交通費等補助金	1,087,516	922,308	165,208
受取補助金等計	14,823,516	18,355,308	3,531,792
雑収益			
受取利息	367	387	20
雑収益	14,980	43,000	28,020
雑収益計	15,347	43,387	28,040
経常収益計	132,331,369	125,725,424	6,605,945
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,374,857	5,374,857	0
給料手当	39,945,469	42,350,930	2,405,461
非常勤職員報酬	30,463,719	28,897,783	1,565,936
通勤交通費	2,815,334	2,754,238	61,096
退職給付費用	1,200,000	1,440,000	240,000
福利厚生費	224,993	420,926	195,933
法定福利費	14,330,418	13,842,357	488,061
旅費交通費	1,766,932	1,816,706	49,774
通信運搬費	1,157,850	1,101,059	56,791
減価償却費	61,909	70,756	8,847
消耗什器備品費	172,810	0	172,810
消耗品費	1,609,370	1,829,168	219,798
修繕費	162,168	146,095	16,073
印刷製本費	372,094	241,488	130,606
燃料費	48,253	49,571	1,318
光熱水料費	1,168,414	1,214,952	46,538
賃借料	1,916,771	2,548,384	631,613
支払保険料	754,987	734,127	20,860
諸謝金	2,201,000	2,077,100	123,900
租税公課	5,637,000	4,291,100	1,345,900
支払負担金	611,900	453,056	158,844

委託費	6,685,729	6,972,869	287,140
図書費	0	37,048	37,048
訓練奨励金	60,000	153,000	93,000
支払報酬	244,800	244,800	0
支払利用者工賃	578,735	584,927	6,192
外注加工費	1,338,206	1,690,601	352,395
施設外就労作業工賃	86,000	102,000	16,000
支払交通費給付金	615,916	512,708	103,208
支払給食費給付金	471,600	409,600	62,000
雑費	294,081	271,441	22,640
事業費計	122,371,315	122,633,647	262,332
管理費			
役員報酬	1,719,715	1,761,715	42,000
非常勤職員報酬	387,036	386,712	324
通勤交通費	14,702	65,082	50,380
福利厚生費	3,206	5,780	2,574
法定福利費	617,640	584,346	33,294
旅費交通費	2,063	2,850	787
通信運搬費	45,055	42,517	2,538
減価償却費	0	466	466
消耗品費	46,715	81,222	34,507
印刷製本費	326,754	535,128	208,374
光熱水料費	61,496	63,946	2,450
賃借料	56,560	89,802	33,242
諸謝金	24,000	16,000	8,000
租税公課	62,850	62,010	840
委託費	346,373	336,144	10,229
図書費	48,444	48,444	0
会議費	23,750	24,750	1,000
渉外交流費	6,480	9,136	2,656
雑費	55,410	26,882	28,528
管理費計	3,848,249	4,142,932	294,683
経常費用計	126,219,564	126,776,579	557,015
評価損益等調整前当期経常増減額	6,111,805	1,051,155	7,162,960
当期経常増減額	6,111,805	1,051,155	7,162,960
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	6,111,805	1,051,155	7,162,960
当期一般正味財産増減額	6,111,805	1,051,155	7,162,960
一般正味財産期首残高	21,446,167	22,497,322	1,051,155
一般正味財産期末残高	27,557,972	21,446,167	6,111,805
指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	4,527,732	5,658,995	1,131,263
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	4,464,647	5,584,000	1,119,353
当期指定正味財産増減額	63,085	74,995	11,910
指定正味財産期首残高	502,873,933	502,798,938	74,995
指定正味財産期末残高	502,937,018	502,873,933	63,085
正味財産期末残高	530,494,990	524,320,100	6,174,890

正味財産増減計算書内訳表

正味財産増減計算書内訳表

平成 31年 4月 1日 から令和 2年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	法人会計	内部取引 消去	合計
一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	10,308	0	10,308
基本財産受取利息振替額	0	4,464,647	0	4,464,647
基本財産運用益計	0	4,474,955	0	4,474,955
受取会費				
団体正会員受取会費	11,000	0	0	11,000
賛助会員受取会費	20,000	0	0	20,000
受取会費計	31,000	0	0	31,000
事業収益				
就労移行支援事業収入	2,068,620	0	21,500	2,047,120
受託事業収入	71,300,449	0	0	71,300,449
受取訓練等給付金	39,437,156	0	0	39,437,156
受取利用者負担金	115,826	0	0	115,826
施設外就労業務事業収入	86,000	0	0	86,000
事業収益計	113,008,051	0	21,500	112,986,551
受取補助金等				
受取区補助金	10,216,000	0	0	10,216,000
受取区サービス推進補助金	3,520,000	0	0	3,520,000
受取区交通費等補助金	1,087,516	0	0	1,087,516
受取補助金等計	14,823,516	0	0	14,823,516
雑収益				
受取利息	59	308	0	367
雑収益	13,000	1,980	0	14,980
雑収益計	13,059	2,288	0	15,347
経常収益計	127,875,626	4,477,243	21,500	132,331,369
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	5,374,857	0	0	5,374,857
給料手当	39,945,469	0	0	39,945,469
非常勤職員報酬	30,463,719	0	0	30,463,719
通勤交通費	2,815,334	0	0	2,815,334
退職給付費用	1,200,000	0	0	1,200,000
福利厚生費	224,993	0	0	224,993
法定福利費	14,330,418	0	0	14,330,418
旅費交通費	1,766,932	0	0	1,766,932
通信運搬費	1,157,850	0	0	1,157,850
減価償却費	61,909	0	0	61,909
消耗什器備品費	172,810	0	0	172,810
消耗品費	1,609,370	0	0	1,609,370
修繕費	162,168	0	0	162,168
印刷製本費	372,094	0	0	372,094
燃料費	48,253	0	0	48,253
光熱水料費	1,168,414	0	0	1,168,414
賃借料	1,916,771	0	0	1,916,771
支払保険料	754,987	0	0	754,987
諸謝金	2,201,000	0	0	2,201,000
租税公課	5,637,000	0	0	5,637,000
支払負担金	611,900	0	0	611,900

委託費	6,707,229	0	21,500	6,685,729
訓練奨励金	60,000	0	0	60,000
支払報酬	244,800	0	0	244,800
支払利用者工賃	578,735	0	0	578,735
外注加工費	1,338,206	0	0	1,338,206
施設外就労作業工賃	86,000	0	0	86,000
支払交通費給付金	615,916	0	0	615,916
支払給食費給付金	471,600	0	0	471,600
雑費	294,081	0	0	294,081
事業費計	122,392,815	0	21,500	122,371,315
管理費				
役員報酬	0	1,719,715	0	1,719,715
非常勤職員報酬	0	387,036	0	387,036
通勤交通費	0	14,702	0	14,702
福利厚生費	0	3,206	0	3,206
法定福利費	0	617,640	0	617,640
旅費交通費	0	2,063	0	2,063
通信運搬費	0	45,055	0	45,055
消耗品費	0	46,715	0	46,715
印刷製本費	0	326,754	0	326,754
光熱水料費	0	61,496	0	61,496
賃借料	0	56,560	0	56,560
諸謝金	0	24,000	0	24,000
租税公課	0	62,850	0	62,850
委託費	0	346,373	0	346,373
図書費	0	48,444	0	48,444
会議費	0	23,750	0	23,750
渉外交流費	0	6,480	0	6,480
雑費	0	55,410	0	55,410
管理費計	0	3,848,249	0	3,848,249
経常費用計	122,392,815	3,848,249	21,500	126,219,564
評価損益等調整前当期経常増減額	5,482,811	628,994	0	6,111,805
当期経常増減額	5,482,811	628,994	0	6,111,805
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	5,482,811	628,994	0	6,111,805
当期一般正味財産増減額	5,482,811	628,994	0	6,111,805
一般正味財産期首残高	2,465,849	18,980,318	0	21,446,167
一般正味財産期末残高	7,948,660	19,609,312	0	27,557,972
指定正味財産増減の部				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	4,527,732	0	4,527,732
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額	0	4,464,647	0	4,464,647
当期指定正味財産増減額	0	63,085	0	63,085
指定正味財産期首残高	0	502,873,933	0	502,873,933
指定正味財産期末残高	0	502,937,018	0	502,937,018
正味財産期末残高	7,948,660	522,546,330	0	530,494,990

財務諸表に対する注記

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

車両運搬具、什器備品・・・旧定額法及び定額法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	479,785,127	100,063,085	100,000,000	479,848,212
定期預金	23,088,806	0	0	23,088,806
小 計	502,873,933	100,063,085	100,000,000	502,937,018
特定資産				
車両取得資金	3,032,148	1,367,852	0	4,400,000
公益事業運営対策積立資産	0	4,114,959	0	4,114,959
小 計	3,032,148	5,482,811	0	8,514,959
合 計	505,906,081	105,545,896	100,000,000	511,451,977

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	当期末残高	（うち指定正味 財産からの充当 額）	（うち一般正味 財産からの充当 額）	（うち負債に対 応する額）
基本財産				
投資有価証券	479,848,212	(479,848,212)	(0)	
定期預金	23,088,806	(23,088,806)	(0)	
小 計	502,937,018	(502,937,018)	(0)	
特定資産				
車両取得資金	4,400,000	(0)	(4,400,000)	
公益事業運営対策積立資産	4,114,959	(0)	(4,114,959)	
小 計	8,514,959	(0)	(8,514,959)	
合 計	511,451,977	(502,937,018)	(8,514,959)	

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,917,640	2,917,637	3
什器備品	924,000	433,356	490,644
合計	3,841,640	3,350,993	490,647

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
政保日本高速道路保有債務返済機構債 第135回	79,997,441	81,040,000	1,042,559
北海道公募公債 平成23年度 第6回	100,000,000	101,563,000	1,563,000
北海道公募公債 平成23年度 第8回	99,957,345	101,650,000	1,692,655
大阪府公募公債 第373回	99,893,426	102,836,000	2,942,574
福岡市公募公債 2019年度 第3回	100,000,000	100,630,000	630,000
合計	479,848,212	487,719,000	7,870,788

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
区補助金	杉並区	0	10,216,000	10,216,000	0	-
区障害者通所施設サービス推進事業補助金	杉並区	85,000	3,503,000	3,605,000	17,000	流動資産
区障害福祉サービス事業所交通費等補助金	杉並区	155,072	972,488	1,087,516	270,100	流動資産
合計		70,072	14,691,488	14,908,516	287,100	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額 目的達成による指定解除(基本財産受取利息)	4,464,647

附 屬 明 細 書

附 属 明 細 書

1 . 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	479,785,127	100,063,085	100,000,000	479,848,212
	定期預金	23,088,806	0	0	23,088,806
	基本財産計	502,873,933	100,063,085	100,000,000	502,937,018
特定資産	車両取得資金	3,032,148	1,367,852	0	4,400,000
	公益事業運営対策積立資産	0	4,114,959	0	4,114,959
	特定資産計	3,032,148	5,482,811	0	8,514,959
その他固定資産	車両運搬具	4	0	1	3
	什器備品	552,552	0	61,908	490,644
	その他固定資産計	552,556	0	61,909	490,647

2 . 引当金の明細

引当金の計上なし

財 產 目 録

財 産 目 録

令和 2年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)					
現金 預金	未収金	手元保管現金	運転資金	406,941	
		普通預金			
		みずほ銀行 荻窪支店	運転資金	17,998,887	
		みずほ銀行 荻窪支店	同上	497,986	
		みずほ銀行 荻窪支店	同上	1,927,051	
		東京都国民健康保険団体連合会	訓練等給付金(2・3月分)	5,770,174	
		政保日本高速道路債等	基本財産である債券の経過利息	625,407	
		杉並区	交通費、給食費補助金(1月～3月分)	270,100	
		杉並区	通所施設サービス推進事業補助金	17,000	
		(株)第一産業他3件	軽作業事業収入(3月分)	145,836	
その他 3件	傷害保険料清算金等	10,743			
流動資産合計				27,670,125	
(固定資産)					
基本財産					
投資有価 証券	定期預金	政保日本高速道路保有債務返済機構債 第135回	管理業務用財産であり、運用益を管理費の財源として使用している。	79,997,441	
		北海道公募公債 平成23年度第6回	同上	100,000,000	
		北海道公募公債 平成23年度第8回	同上	99,957,345	
		大阪府公募公債 第373回	同上	99,893,426	
		福岡市公募公債 2019年度第3回	同上	100,000,000	
		西京信用金庫 上井草支店	同上	10,000,000	
		東京中央農業協同組合 井荻支店	同上	10,000,000	
		西武信用金庫 杉並営業部	同上	3,088,806	
		車両取得 資金	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	資産取得資金であり、公益目的事業における車両の買替え取得に備えるための資金である。	4,400,000
		公益事業 運営対策 積立資産	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	特定費用準備資金であり、公益目的事業の将来の収益の変動に備えるための資金である。	4,114,959
その他固定 資産	車両運搬 具	軽自動車、バン、3輪バイク	共用財産であり、95%が公益目的保有財産、残りの5%が管理業務用財産である。	3	
	什器備品	紙折機、結束機	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。	490,644	
固定資産合計				511,942,624	
資産合計				539,612,749	

(流動負債)	未払金	事業団職員	超過勤務手当、旅費及びパートタイ マ-報酬 3月分	656,236
		日本年金機構	社会保険料 3月分	936,587
		杉並区	建物管理委託費 12月~3月分	1,342,936
		杉並区	光熱水費 12月~3月分	427,503
		(有)ボトムライン	ドメイン更新料他 3月分	24,310
		栄和清運(株)	廃棄物収集運搬委託代 3月分	4,763
		和泉ビジネスマシン	コピーチャージ料 3月分	69,612
		(株)NTTドコモ	携帯電話料金 3月分	3,492
		(株)市川商店	事務用品費 3月分	67,960
		カウネット	事務用品費 3月分	3,223
		(株)リクルート	システム利用料 3月分	8,800
		杉並税務署	未払消費税額	3,481,800
		社福)あけぼの作業所他4件	軽作業(3月分)の未払額	99,756
		訓練生	交通費、給食費給付金 1月~3 月分	270,100
		訓練生	軽作業工賃 3月分	34,731
	預り金	杉並区	令和元年度就労支援センター事業受 託料運営返還金	1,525,551
		日本年金機構	社会保険料	160,399
流動負債合計			9,117,759	
固定負債合計			0	
負債合計			9,117,759	
正味財産			530,494,990	

令和元年度

監 査 報 告 書

令和2年4月21日

監査報告書

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団
理事長 宇賀神 雅彦 様

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

監事 若原文 安



監事 森 雅之



私たち監事は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款第9条及び第27条の規定に基づき、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度における業務及び会計に関する監査を行いました。その結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査方法の概要

- (1)業務監査については、理事会に出席するとともに、理事等から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。
- (2)会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類及び財産目録の正確性を検討しました。

2. 監査意見

- (1)事業報告書は、法令及び定款に従い当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (3)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団(以下「事業団」という。)と称する。

(事務所)

第2条 事業団は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 事業団は、就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援
- (2) 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援
- (3) 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発
- (4) 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援
- (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、事業団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第6条 事業団の財産の管理及び運用の方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第7条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 事業団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 事業団に評議員9名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人

(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、事業団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第11条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する時は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員 の 設置)

第24条 事業団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長（前項の規定により副理事長を置くときに限る。以下同じ。）及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても、同様とする。

5 監事には、事業団の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びに事業団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、事業団を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、事業団の業務を執行する。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残存期間と同一とする。

3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第31条 事業団は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任について、法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は次の職務を行う。

(1) 事業団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の5日前までに、各理事及び各監事に対して書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第42条 事業団は、基本財産の滅失による事業団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 事業団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により事業団が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 事業団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 事業団の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 事業団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 会員

(会員)

第47条 事業団の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 事業団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 事業団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、事業団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 事業団の最初の理事長は松沼信夫、副理事長は高橋博、常務理事は土屋義雄とする。

附 則

この定款は、平成25年8月30日から施行する。

令和 2 年 度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業計画書・収支予算書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

目 次

令和 2 年度事業計画書	-----	1
令和 2 年度収支予算書	-----	9

令和2年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

事業計画書

基本方針

令和元年6月における東京都内の障害者雇用状況については、民間企業で雇用されている障害者数は、約20万4千人で、前年比約1万6百人増加し、実雇用率では2.00%と前年比0.06ポイント上昇し、いずれも過去最高を更新した。

法定雇用率の達成状況については、達成企業の割合は32.0%であり、未達成企業数は約1万4千社であった。未達成企業のうち、雇用不足人数が1人以下である企業が、約7千6百社(53.5%)と過半数を占めており、さらに、そのうちの約5千8百社(76.0%)は従業員数が45.5人から100人未満の規模の企業となっている。

また、平成30年4月からは精神障害者が障害者雇用率に算入されたことに伴い、法定雇用率が引上げられて現在2.2%で施行されているが、さらに令和3年4月までには、段階的に2.3%に引き上げられることになっている。

こうした中、当事業団は、平成30年度に策定した「ワークサポート杉並・事業推進プラン(2019~2023年度)」の年次プランに基づき、令和2年度の事業計画の着実な実施を図っていく。特に今年度はプランを実施して2年目となるため、各事業項目の進捗状況及び実施状況を点検しつつ、雇用環境の変化に対応しながら事業の一層の充実を図っていく。

また、事業を担う職員についても人材育成計画に基づく研修等を通じて能力・技能の向上に努めていく。

事業計画

事業名	事業内容	
障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援(第1号事業)		
1 就労相談	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する情報の提供をはじめ、安定した職業生活を送るため、日常生活面を含め他機関と連携した幅広い相談業務を行う。 ・相談時間帯の拡大【推進プランP.12】 ・求人情報検索サービスの提供【推進プランP.12】 	
2 利用者に対する就労・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに応じた就労支援とともに、必要な生活支援を一体的に行う。就職後は安定して働き続けられるよう各種支援を行う。 ・就職している知的障害者及び精神・発達障害者の余暇活動支援の充実【推進プランP.13】 ・生活スキル向上プログラム(独自サービス)の実施【推進プランP.18】 ・就職準備フェアの実施 	
3 職場体験機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が就職への意欲を高められるよう、区役所や企業等での職場体験実習や障害者が就労している企業の見学会を行う。 ・企業見学会と企業等体験実習の充実【推進プランP.19】 	
4 職業評価	<ul style="list-style-type: none"> ・就労面での課題等について職業評価を充実することにより、支援計画の策定や円滑な就労支援活動に役立てる。 ・PCスキルチェックの施行、実施【推進プランP.12】 PC操作、入力作業に自信のない障害者を対象に基本的なスキルをアセスメントし、障害者自身の就労活動等に活用する。 	
事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援(第2号事業)		
1 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> (1)企業向け簡易リーフレット等の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・区内企業の雇用支援に伴い、障害特性とその対応に関する内容等を盛り込んだ簡易リーフレット等を作成し配付する。 (2)個別相談 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者を雇用している、または雇用する意向のある事業主に対し障害者の雇用や職場定着に対する助言、その他の援助を行う。 	
2 企業向けセミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用に関するセミナーを開催し、障害者に対する理解を深めることにより、企業における障害者雇用の促進と就業障害者の職場定着を図る。 	

	時 期	対 象	規 模 等	備 考
	通年	就労を希望する障害者、現に就労している障害者	電話相談 7,600件 来所相談 1,200件 訪問相談 2,200件	
	通年(週2日)	"	毎火・木曜日、19時まで相談延長	
	随時	"	随時提供	
	通年	就労を希望する障害者、就労中で職場定着支援あるいは転職を希望する障害者、特別支援学校卒業者等	新規登録者 100人 登録者累計 1,220人 新規就職者数 70人 定着支援対象者数 700人 ワクサボ広場 年21回 知的障害者向け交流会 年2回 精神障害者向け茶話会 年2回 発達障害者向け交流会 年1回 PC講習会 年6回	
	随時	"	生活スキル向上プログラム 年6人	
	令和2年12月頃	家族・企業担当者等を含む	参加者 120人	
	随時	区内福祉施設等利用 者で就職を希望する	職場体験実習 年55人	
	随時	障害者及び施設指導員	企業見学会 年2回	
	随時	就労等を希望する障害者、特別支援学校生	評価実施 40件	
	令和2年10月頃	"	(試行)実施 10件	
	随時	事業主	100部	
	随時	事業主	1,500件	
	令和2年11月頃	事業主	セミナー・情報交換会 年1回	

事業名	事業内容	
障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発(第3号事業)		
1 広報活動	<p>(1)ワークサポート杉並だよりの発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用支援事業団の活動状況等を紹介する機関紙を定期的に発行することで、情報発信の充実を図る。 <p>(2)事業団ホームページの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業団等の情報を迅速に提供するとともに、様々な事業活動を掲載するなど内容の充実を図る。 <p>(3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント等に参加し、事業団のPR活動に努める。 	
2 セミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労、雇用等をテーマにセミナーを開催し、障害者就労全般に関する理解を深める。 ・本人、家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施【推進プランP.13】 ・若年層を対象にしたコミュニケーション講座の実施【推進プランP.16】 	
3 就労情報等の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携と区内の事業所や団体との情報交換を行い、障害者の実習や就労等に関する情報を収集する。 	
4 障害者就労に関する調査等	<p>(1)職域開拓の調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内企業の職場開拓【推進プランP.15】 ・短時間就労に向けた取り組みの強化【推進プランP.15】 ・従業員31人以上、45.5人未満の区内企業の雇用状況を労働行政に対して、情報公開等により調査・把握のうえ、実習場所の開拓、障害理解の促進等を図る。 <p>(2)利用者を対象とした調査・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に就職する障害者の意向調査を行い、よりの確な就労支援、職場定着支援の方法を検討する。 <p>(3)成人期の発達障害者の職業準備プログラムの連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区が行う成人期の発達障害者支援事業に就労支援の立場から連携及び協力を行う。 	

	時 期	対 象	規 模 等	備 考
	四半期毎	障害者施設・団体等	1回あたり1,400部 × 4回	
	常時	障害者及び一般区民等	随時更新	
	随時	障害者、特別支援学校 生・家族及び一般区民	杉並区障害者週間事業 特別支援学校行事 福祉会館まつり等	
	通年	障害者・家族、一般区 民、施設関係者等	ワークサポートセミナー 年1回 本人・家族向けセミナー 年2回	
	通年	〃	家族交流会 年1回	
	随時	〃	コミュニケーション講座 年2回	
	随時	企業、就労支援機関等	障害者雇用連絡会議 城南ブロック就労支援連絡会ほか	
	随時	企業、ハローワーク 就労支援機関、学術 機関、区等	区内企業訪問 年60社 区内企業実習 年10社 区内企業採用 年8社 短時間雇用 年2社	
	随時	〃		
	四半期毎	登録している就職障害 者	当該年度に就職した障害者	
	通年(木曜日)	障害者(発達)	区、保健センター、相談支援機関 等	

事業名	事業内容	
地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援(第4号事業)		
1 区内福祉施設等における就労促進への支援	<p>(1)区内福祉施設への支援・連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職活動をする際に必要となる情報の提供を行う。また、企業担当者を招き区内福祉施設等で就労に向けた助言をしてもらう。 ・施設指導員の就労支援活動をサポート【推進プランP.19】 <p>(2)特別支援学校等との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学中より、担当教員等と連携を図り、学校訪問や採用前の職場実習に同行する等を行い、登録後のスムーズな定着支援につなげる。 ・就職する生徒に対する職場定着支援の充実【推進プランP.20】 ・生徒・保護者に対する支援の充実【推進プランP.20】 	
2 区内関係機関等ネットワークを活用した支援	<p>(1)雇用支援ネットワーク会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク機能を活用した支援体制作り【推進プランP.21】 ・支援者向け、障害者向けの企業見学会の実施を含む。 <p>(2)相談支援機関との連携の強化【推進プランP.21】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援機関と連携し、働いていない障害者の就労ニーズを把握するとともに、事業団の支援内容を理解してもらう。 <p>(3)医療機関等との連携の強化【推進プランP.21】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神、発達障害者等の増加に対応するため、医療従事者や保健福祉機関との円滑な連携を図る。 <p>(4)支援困難ケースへの対応力の向上【推進プランP.21】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の体制では支援が困難なケースについて、医療・福祉関係者等の専門家による研修やアドバイスを踏まえ、ケース検討を行い職員間の共有、支援スキルの向上を図る。 	
3 研修会への参加及び実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業団、区内福祉施設、就労支援機関等の支援者向けに、支援スキルの向上等を目的とした各種研修を行う。 	
障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業(第5号事業)		
就労移行支援事業の実施	<p>(1)利用対象者の安定的確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する障害者の安定的確保に努める。 <p>(2)訓練プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労関係プログラム ・施設外活動の利用による訓練プログラム【推進プランP.16】 ・発達障害者支援プログラム【推進プランP.16】 ・就職者によるピアサポート【推進プランP.17】 ・就職者のための同窓会【推進プランP.13】 ・区内就労移行支援事業所情報連絡会 区内の就労移行支援事業所(計8所)で定期的に情報連絡会を行い、支援員のスキルの向上、福祉サービスの向上を目指す。 <p>(3)就労定着支援事業の実施【推進プランP.13】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所等より就職し、就職後6ヶ月を経過した方(障害福祉サービス受給者)を対象に、最長3年間、月1回以上の職場訪問・面談等により定着支援を行う。 	

	時 期	対 象	規 模 等	備 考
	随時	区内福祉施設の指導員等	随時情報提供	
	随時	"	企業担当者の訪問助言 年2回程度	
	随時	特別支援学校等教員、生徒・保護者	特別支援学校・学級訪問等 7所	
	随時	"	新規就職予定者に対応	
	随時	"	訪問説明会等 7所	
	随時	ハローワーク、相談支援事業所、福祉施設、特別支援学校等	年12回	
	随時	障害者地域相談支援センター、特定相談支援事業所	すまいる3所ほか	
	随時	医療機関、保健センター等	随時	
	月1回	医療、福祉関係者等	随時	
	通年	事業団職員、区内福祉施設等職員	対象者 100人	
	通年	就労を希望する障害者	見学会の実施、障害者施設の訪問ほか	
	通年	就労を希望する障害者	利用定員 20人 開所日数 年間242日 利用時間 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00 施設外活動 数所	
	通年	"	発達プログラム 月1回	
	通年	"	ピアサポート 年6回	
	随時	当該就労移行支援事業を利用し就職した障害者	同窓会 年1回	
	通年	区内就労移行支援事業所	連絡会 年6回	
	随時	就労移行支援事業の利用による就職者で定着支援の利用希望者	利用者 20人	

推進プランの達成指標（数値目標）について

事業団の5か年の事業計画である「ワークサポート杉並・事業推進プラン 2019～2023」における達成指標の令和3年度及び令和5年度までの数値目標とこれまで実績及び令和2年度の年次目標値は以下のとおりである。

	実績及び年次目標値			推進プラン目標値	
	平成30年度 (2018年度) 実績	令和元年度 (2019年度) 実績(見込み)	令和2年度 (2020年度) 目標値	令和3年度 (2021年度) 目標値	令和5年度 (2023年度) 目標値
就職者数 1	63人	75人	70人	80人	90人
職場定着率 2	73.1%	66.7%	73.3%	80%	85%
新規登録者数	102人	120人	100人	100人	100人
相談件数 3	10,930件	11,000件	11,000件	11,000件	13,000件
区内企業訪問 社数	25社	15社	60社	60社	60社
就労移行支援 事業利用者就職 率 4	76.9%	90.9%	70.0%	85%	85%

1 就職者数

事業団の登録者であって、当該年度中に一般企業等へ就職した人数

2 職場定着率

事業団の就労定着支援の対象者で、前年度の4月1日～3月31日の間に一般企業等へ就職した者のうち、12ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

3 相談件数

電話、来所、訪問等で就労相談を受けた延べ件数

4 就労移行支援事業利用者就職率

当該年度の4月1日～3月31日の間に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職した者の割合

令和2年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

収 支 予 算 書

令和2年度 収支予算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	10,000	10,000	0
基本財産受取利息振替額	4,383,000	4,271,000	112,000
基本財産運用益計	4,393,000	4,281,000	112,000
受取会費			
団体会員受取会費	11,000	11,000	0
賛助会員受取会費	25,000	25,000	0
受取会費計	36,000	36,000	0
事業収益			
就労移行支援事業収入	2,376,000	1,795,000	581,000
受託事業収入	73,597,000	72,826,000	771,000
受取訓練等給付金	32,452,000	32,416,000	36,000
受取利用者負担金	100,000	100,000	0
施設外就労業務事業収入	100,000	100,000	0
事業収益計	108,625,000	107,237,000	1,388,000
受取補助金			
受取国庫補助金	100,000	100,000	0
受取区補助金	14,650,000	14,216,000	434,000
受取区サービス推進費補助金	3,588,000	3,588,000	0
受取区交通費等補助金	1,148,000	1,318,000	170,000
受取補助金計	19,486,000	19,222,000	264,000
雑収益			
受取利息	2,000	2,000	0
雑収益	5,000	5,000	0
雑収益計	7,000	7,000	0
経常収益計	132,547,000	130,783,000	1,764,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,394,000	5,375,000	19,000
給料手当	40,404,000	40,304,000	100,000
非常勤職員報酬	31,592,000	32,007,000	415,000
通勤交通費	3,078,000	2,749,000	329,000
退職給付費用	1,200,000	1,200,000	0
福利厚生費	290,000	312,000	22,000
法定福利費	14,844,000	13,979,000	865,000
旅費交通費	2,273,000	2,692,000	419,000
通信運搬費	1,292,000	1,279,000	13,000
減価償却費	374,000	62,000	312,000
消耗品費	1,483,000	1,501,000	18,000
修繕費	584,000	607,000	23,000
印刷製本費	245,000	413,000	168,000
燃料費	40,000	41,000	1,000
光熱水料費	1,490,000	1,491,000	1,000
賃借料	1,375,000	1,945,000	570,000
支払保険料	868,000	797,000	71,000
諸謝金	3,117,000	3,183,000	66,000
租税公課	5,980,000	4,793,000	1,187,000
支払負担金	786,000	797,000	11,000
委託費	6,949,000	6,905,000	44,000
図書費	40,000	20,000	20,000

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
会議費	10,000	10,000	0
訓練奨励金	180,000	120,000	60,000
支払報酬	245,000	245,000	0
支払利用者工賃	576,000	369,000	207,000
外注加工費	1,560,000	1,212,000	348,000
施設外就労作業工賃	100,000	120,000	20,000
支払交通費給付金	638,000	732,000	94,000
支払給食費給付金	510,000	586,000	76,000
渉外交流費	10,000	10,000	0
雑費	382,000	346,000	36,000
事業費計	127,909,000	126,202,000	1,707,000
管理費			
役員報酬	2,119,000	2,114,000	5,000
非常勤職員報酬	403,000	386,000	17,000
通勤交通費	65,000	66,000	1,000
福利厚生費	14,000	13,000	1,000
法定福利費	645,000	603,000	42,000
旅費交通費	11,000	16,000	5,000
通信運搬費	54,000	55,000	1,000
減価償却費	16,000	0	16,000
消耗品費	52,000	54,000	2,000
修繕費	2,000	0	2,000
印刷製本費	482,000	459,000	23,000
光熱水料費	78,000	79,000	1,000
賃借料	46,000	59,000	13,000
諸謝金	40,000	40,000	0
租税公課	72,000	72,000	0
委託費	351,000	347,000	4,000
図書費	58,000	59,000	1,000
会議費	50,000	50,000	0
渉外交流費	20,000	20,000	0
雑費	100,000	100,000	0
管理費計	4,678,000	4,592,000	86,000
経常費用計	132,587,000	130,794,000	1,793,000
評価損益等調整前当期経常増減額	40,000	11,000	29,000
当期経常増減額	40,000	11,000	29,000
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	40,000	11,000	29,000
一般正味財産期首残高	21,446,167	22,497,322	1,051,155
一般正味財産期末残高	21,406,167	22,486,322	1,080,155
指定正味財産増減の部			
基本財産受取利息	4,383,000	4,271,000	112,000
一般正味財産への振替額	4,383,000	4,271,000	112,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	502,873,933	502,798,938	74,995
指定正味財産期末残高	502,873,933	502,798,938	74,995
正味財産期末残高	524,280,100	525,285,260	1,005,160

令和2年度 収支予算書内訳表

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引 引消去	合 計
一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	10,000	0	10,000
基本財産受取利息振替額	0	4,383,000	0	4,383,000
基本財産運用益計	0	4,393,000	0	4,393,000
受取会費				
団体会員受取会費	11,000	0	0	11,000
賛助会員受取会費	25,000	0	0	25,000
受取会費計	36,000	0	0	36,000
事業収益				
就労移行支援事業収入	2,376,000	0	0	2,376,000
受託事業収入	73,597,000	0	0	73,597,000
受取訓練等給付金	32,452,000	0	0	32,452,000
受取利用者負担金	100,000	0	0	100,000
施設外就労業務事業収入	100,000	0	0	100,000
事業収益計	108,625,000	0	0	108,625,000
受取補助金				
受取国庫補助金	100,000	0	0	100,000
受取区補助金	14,368,000	282,000	0	14,650,000
受取区サービス推進費補助金	3,588,000	0	0	3,588,000
受取区交通費等補助金	1,148,000	0	0	1,148,000
受取補助金計	19,204,000	282,000	0	19,486,000
雑収益				
受取利息	1,000	1,000	0	2,000
雑収益	3,000	2,000	0	5,000
雑収益計	4,000	3,000	0	7,000
経常収益計	127,869,000	4,678,000	0	132,547,000
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	5,394,000	0	0	5,394,000
給料手当	40,404,000	0	0	40,404,000
非常勤職員報酬	31,592,000	0	0	31,592,000
通勤交通費	3,078,000	0	0	3,078,000
退職給付費用	1,200,000	0	0	1,200,000
福利厚生費	290,000	0	0	290,000
法定福利費	14,844,000	0	0	14,844,000
旅費交通費	2,273,000	0	0	2,273,000
通信運搬費	1,292,000	0	0	1,292,000
減価償却費	374,000	0	0	374,000
消耗品費	1,483,000	0	0	1,483,000
修繕費	584,000	0	0	584,000
印刷製本費	245,000	0	0	245,000
燃料費	40,000	0	0	40,000
光熱水料費	1,490,000	0	0	1,490,000
賃借料	1,375,000	0	0	1,375,000
支払保険料	868,000	0	0	868,000
諸謝金	3,117,000	0	0	3,117,000
租税公課	5,980,000	0	0	5,980,000
支払負担金	786,000	0	0	786,000
委託費	6,949,000	0	0	6,949,000
図書費	40,000	0	0	40,000

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 合計	法人会計 300	内部取 引消去	合 計
会議費	10,000	0	0	10,000
訓練奨励金	180,000	0	0	180,000
支払報酬	245,000	0	0	245,000
支払利用者工賃	576,000	0	0	576,000
外注加工費	1,560,000	0	0	1,560,000
施設外就労作業工賃	100,000	0	0	100,000
支払交通費給付金	638,000	0	0	638,000
支払給食費給付金	510,000	0	0	510,000
渉外交流費	10,000	0	0	10,000
雑費	382,000	0	0	382,000
事業費計	127,909,000	0	0	127,909,000
管理費				
役員報酬	0	2,119,000	0	2,119,000
非常勤職員報酬	0	403,000	0	403,000
通勤交通費	0	65,000	0	65,000
福利厚生費	0	14,000	0	14,000
法定福利費	0	645,000	0	645,000
旅費交通費	0	11,000	0	11,000
通信運搬費	0	54,000	0	54,000
減価償却費	0	16,000	0	16,000
消耗品費	0	52,000	0	52,000
修繕費	0	2,000	0	2,000
印刷製本費	0	482,000	0	482,000
光熱水料費	0	78,000	0	78,000
賃借料	0	46,000	0	46,000
諸謝金	0	40,000	0	40,000
租税公課	0	72,000	0	72,000
委託費	0	351,000	0	351,000
図書費	0	58,000	0	58,000
会議費	0	50,000	0	50,000
渉外交流費	0	20,000	0	20,000
雑費	0	100,000	0	100,000
管理費計	0	4,678,000	0	4,678,000
経常費用計	127,909,000	4,678,000	0	132,587,000
評価損益等調整前当期経常増減額	40,000	0	0	40,000
当期経常増減額	40,000	0	0	40,000
2. 経常外増減の部				
経常外収益計	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	40,000	0	0	40,000
一般正味財産期首残高	2,465,849	18,980,318	0	21,446,167
一般正味財産期末残高	2,425,849	18,980,318	0	21,406,167
指定正味財産増減の部				
基本財産受取利息	0	4,383,000	0	4,383,000
一般正味財産への振替額	0	4,383,000	0	4,383,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	502,873,933	0	502,873,933
指定正味財産期末残高	0	502,873,933	0	502,873,933
正味財産期末残高	2,425,849	521,854,251	0	524,280,100

資金調達及び設備投資の見込を記載した書類
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入の予定はありません。

(2) 設備資金の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定はありません。